

総論

本規則はサイバーステップ株式会社が開発・運営・サービスするロボ聖紀C 2 1にて、ギルドを結成・運営・解散に至るまでの最高規則とする。ギルドメンバーはこの規則を遵守し、当ギルドの目的達成やその発展のために寄与しなければならない。我々のギルドは、この殺伐とした世界の光と闇の狭間を行き交い、そして華麗に舞い、自らの目的やギルドの目的を達成するために、惜しみない貢献を厭わない戦士達の集団であり、我々が創造する神話には未来永劫の鮮やかな彩りと伝説の原始と終焉があり、我々自身の中に蠢くエゴイズムすら打ち破るが如き、崇高なる目的を達成せんがために下記条文・条項の礎たる序章（プロローグ）を記すものである。

第一条（ギルドの目的・手段）

ギルドの目的は狩り目的・雑談目的・育成目的・PVP目的・マナー推進目的とし、各目的を達成するために手段を行使するものとする。その目的達成のための手段として、各担当者、及び各担当を補佐する者を中心にその目的を達成するものとする。但し、当該ギルドメンバーがその担当以外の目的や上記目的以外の目的を遂行することは禁止されるものではない。また、上記目的以外の目的をギルドに追加したい場合、当該ギルドメンバーは目的担当者、及び目的担当を補佐する者を通じてギルド幹部会議に上奏することができる。

第二条（ギルドマスター）

ギルドマスターは別途定めたギルド設立準備規則第6条により、設立会議にて出席委員の過半数の賛成を得て選任された者とする。但し、設立時以外の選任は第四条により決するものとする。

第三条（ギルドマスターの任期）

ギルドマスターは6ヶ月を任期とする。ギルドマスターはギルドマスター、及びギルド目的担当者・ギルド目的担当を補佐する者を任期満了により速やかに解任することとする。なお、ギルドマスターの任期満了はギルドマスター選任時より180日を経過した時点とする。

第四条（ギルドマスターの任命）

ギルドマスターはその任期満了と共に新ギルドマスター選任会議(緊急会議)を開催することができる。その選任会議は旧ギルドマスター、旧ギルド目的担当者、及びギルド目的担当を補佐する者から構成し、新ギルドマスターはその選任会議出席者の中から選任することとする。また、その選任会議は第三条の任期満了日より2週間以内に開催しなければならない。なお、新ギルドマスターは選任会議出席者の過半数の賛成を得なければならない。

第五条 (ギルド目的担当と補佐担当の指名、及び選出)

ギルドマスターはその選任時に組閣しなければならない。ギルドマスターが新ギルド幹部を指名することとし、新ギルド幹部は指名により参集しなければならない。指名された新ギルド幹部、及びギルドマスターは直ちにギルド幹部会議により目的担当者、及び補佐担当者を指名・立候補・協議にて決定するものとする。但し、新ギルド幹部は新ギルド幹部会議にて各担当職を辞退の申し出や配置換えの申し出することもできる。また、新ギルド幹部は新ギルド幹部会議にて幹部を辞退することもできる。

第六条 (ギルド幹部会議、及びその構成)

ギルド幹部会議は当ギルドの最高意思決定機関とする。その構成はギルドマスター(1名)、ギルド目的を担当する者(5名)、及そのギルド目的担当者を補佐する者(5名)の合計11名とする。なお、ギルド幹部会議の議長はギルド幹部(目的担当者、及び目的担当を補佐する者)から毎回交代して行うこととする。議長は速やかに協議事項についての討議・質疑・可否・賛否など必要に応じて執り行うことができる。

第七条 (ギルド幹部会議の絶対効)

ギルド幹部会議の決定はすべてのギルドメンバーに対して絶対的効力を伴う。ギルドメンバーがその決定に不服があった場合、当該ギルドメンバー直属の目的担当者(責任者)にその旨を申し出ることができる。申し出を受けた目的担当者はギルド幹部会議にて不服事項を上奏することができる。但し、ギルド幹部会議は不服のあった事項に関して必要があれば是正することもできる。なお、ギルドマスター、ギルド幹部、及びギルドメンバーは不服の申し出をした当該ギルドメンバーに対して、その事に関して何ら不当な取り扱いをしてはならない。

第八条 (ギルド幹部会議の決議事項)

ギルド幹部会議は下記に定めた内容の討議、及び質疑を行い、速やかに可決・非決を決定するものとする。なお、下記の項目に記載の無い事項に関してはギルド幹部会議にて決定するものとする。

1. ギルドマスターの任命 1. ギルド目的を担当する者（大老職） 1. ギルド目的担当者を補佐する者 1. ギルドメンバーの追加決定、1. ギルドイベントの提案・決定、 1. ギルドの名称変更 1. ギルドの目的変更・追加 1. ギルドの規則変更 1. ギルドの組織体制の変更 1. 幹部会議の日程、及び会議場 1. ギルドマスターの解任動議、1. ギルド幹部の解任動議、1. ギルドメンバーの不適合者の除名、1. 連帯ギルドの認定、1. オブザーバーの認定、1. その他

第九条（ギルド幹部会議、及び緊急会議）

ギルド幹部会議は毎月2回（第1土曜日、第3土曜日）開催するものとする。この定例会議の日程・会議場は特段の定めのない場合、ギルド幹部会議にて変更する事ができる。なお、定例会議の日程、及び会議場に変更があった場合、本規則に修正条項を加えることとする。また、諸般の事情や已むを得ない事情がある場合、ギルドマスター、及びギルド幹部は緊急会議を開催することができる。

第十条（ギルド幹部会議の決議方法）

ギルド幹部会議の決議には出席者の過半数を要するものとする。なお、賛成・反対同数の場合は議長の裁量に従うものとする。但し、議長の裁量に不服があった場合、ギルドマスター、及び当該ギルド幹部は不服のある旨を申し出ることができる。その場合、ギルド幹部会議はその決議事項に関して再審議を行い、出席者の過半数をもって決議するものとする。なお、再審議の結果、賛成・反対同数の場合はギルドマスターの裁量に従うものとする。

第十一条（ギルドメンバーの権利・義務、ギルドの組織形態、またはギルド結成章に関する取り決め）

ギルドメンバーは当ギルド規則に定めた範囲内における権利を有し義務を負う。ギルドメンバーは所定の場所にてギルドメンバーであることの証明を受け、ギルド内情報を自由に閲覧・編集することができる。また、ギルド幹部会議にて認定された機密事項を開示要求することもできる。ギルドメンバーは複数のアカウントを有する場合、ギルド幹部会議の許諾によりギルドメンバーとして複数の登録をすることができる。但し、複数のアカウントが当ギルドに登録された場合、複数アカウントで同一人物がギルド幹部会議構成員（例：狩り目的担当：甲★、及び育成目的：甲★★）となることはできない。

[ギルドメンバーの権利]

- ① ギルドメンバーはいつでも自己、または第三者がギルドメンバーであること知り得る(知る権利)。
- ② ギルドメンバーはいつでもギルドを脱退することができる(脱退の自由)。
- ③ ギルドメンバーはいつでも所定の場所にてギルド内情報を共有できる(情報の自由)。

- ④ ギルドメンバーはいつでも所定の場所にて自己実現、及び自己表現ができる(表現の自由)。
- ⑤ ギルドメンバーはいつでも等しく同列であって差別的対応がなされてはならない(平等の権利)。

なお、ギルドメンバーは特段の事情の無い限り、ギルド目的達成のために必要に応じて共同行為、かつ目的達成推進行為を行わなければならない。但し、ギルドメンバーが止むを得ない事情により共同行為、かつ目的達成推進行為がとれなかった場合、そのことをもって他のギルドメンバーから不当な扱いがなされてはならない。また、当ギルドは各ギルドメンバーのプレイスタイルを最大限に尊重しギルドメンバーのプレイ時間を最大限に尊重することを保障することとする。

当ギルドは目的別担当制度により、その目的を達成するものとする。なお、2008年2月15日現在のギルド結成章(1万コスミックダラー)により、最大15名加入することができる。但し、このギルド結成章により、A、A★、A★★、A★★★、A★★★★(最大5文字)とするような連帯ギルド形式をとることができる。連帯ギルド形式をとった場合、ギルドメンバーは予めギルド幹部会議に連帯ギルド形態をとる旨を申請しその決定を得なければならない。なお、決定が不可だったにも関わらず、故意、または重過失による組織を結成した当該ギルドメンバーは除名処分・戒告処分の対象とする。また、連帯ギルド形式により、Aギルドはその長をギルドマスターとし、A★、A★★などの連帯ギルドはその長をマスターと認定することとする。

第十二条 (ギルドのオブザーバー制度)

当ギルドはオブザーバー制度により、組織の活性化と目的の補強を行うことができる。ギルド幹部会議は予め特別に認定されたユーザーに対して当該ギルド(G)、及び連帯ギルドへオブザーバーとして招聘することができる。この場合、ギルド幹部会議はオブザーバーを所定の場所に開示しなければならない。なお、当該オブザーバーは当該ギルド(G)への入出は原則自由とする。但し、ギルド幹部会議は、当該オブザーバーに不適格事由がある場合、または第十七条に該当するような行為が認められた場合には入出を禁止することができる。ギルド幹部会議により、入出の禁止を受けた当該オブザーバーは不服を申し立てることはできない。

第十三条 (ギルドマスター、及びギルド幹部の欠員・資格喪失)

ギルドマスターの欠員・資格喪失があった場合、ギルド幹部は可及的速やかにギルドマスターの交代を緊急会議に提出することができる。なお、ギルド幹部は新ギルドマスターをギルド幹部の中から選任しなければならない。また、ギルド幹部の欠員・資格喪失があった場合にはギルドマスター・ギルド幹部は緊急会議にて協議の上、新たなギルド幹部をギルドメンバーから指名することができる。但し、そ

の指名されたギルドメンバーは特段の事情がある場合、ギルド幹部会議にて決定した事項を辞退することができる。

[ギルドマスター、及びギルド幹部の欠員・資格喪失事項]

- ① C 2 1 ゲームサービス利用規約 2 0 0 6 年 3 月 8 日に違反があった場合
- ② ギルド規則第十七条に定めたマナー違反があった場合
- ③ 継続的な活動が困難な場合、その旨のギルド幹部会議の了承が得られない場合

第十四条（ギルドマスター、及びギルド幹部の辞任）

ギルドマスター、及びギルド幹部はその任期前にギルド幹部会議にて辞任の届けをすることができる。ギルド幹部は可及的速やかにギルドマスターの選任をギルド幹部会議に決定することができる。なお、ギルド幹部は新ギルドマスターをギルド幹部の中から選任しなければならない。また、ギルド幹部の辞任があった場合、そのギルド幹部会議にてギルドメンバーの中から新ギルド幹部を指名することができる。但し、その指名されたギルドメンバーは特段の事情がある場合、ギルド幹部会議にて決定した事項を辞退することができる。

第十五条（ギルドメンバーの除名処分・戒告処分）

ギルドメンバーは下記項目に該当する場合、ギルド幹部会議にて除名処分・戒告処分とすることができる。但し、当該対象者はその決定に不服のある場合、もしくは釈明を希望する場合にはギルド幹部会議に出席の上、申し開きすることができる。この場合にはギルド幹部会議の決定があっても直ちに当該対象者を除名処分・戒告処分するものではない。

- ① C 2 1 ゲームサービス利用規約 2 0 0 6 年 3 月 8 日に違反があった場合
- ② ギルド規則第十七条に定めたマナー違反があった場合
- ③ 継続的な活動が困難な場合、その旨のギルド幹部会議の了承が得られない場合

第十六条（ギルドメンバーの追加）

当該ギルドに加入したい者はその旨をギルドメンバーに申し出ることができる。その申し出を受けた当該ギルドメンバーは直属の目的担当者（責任者）、及び目的担当を補佐する者（補佐者）に申し出があった旨を上申できる。この場合、次回定例ギルド幹部会議にて加入の可否について協議する事とし、協議決定（加入の可否結果）を当該ギルドメンバー、及び加入希望者に伝達することとする。但し、加

入希望者は、理由の如何を問わず、ギルド幹部会議の決定に不服を申し立てることはできない。また、ギルドメンバーは当該ギルドに加入させたい者が存在する場合、ギルド目的担当者、及び目的担当を補佐する者に対して加入申請することができる。その加入申請を受けた当該ギルド幹部は次回定例ギルド幹部会議にて加入の可否について協議する事とし、その協議決定（加入の可否結果）を当該ギルドメンバー、及び加入希望者に伝達することとする。但し、加入希望者は、理由の如何を問わず、ギルド幹部会議の決定に不服を申し立てることはできない。

第十七条（ギルドのマナー）

当ギルドはマナー推進目的を有し、その目的を達成するため、ギルドメンバーは下記項目のマナーを遵守しなければならない。それは、我々のギルドが規律ある秩序をギルド内に実現することにより、C21内の手本となるような組織形態になることを理想とするものであり、我々の理想を他のギルドに対して威圧・圧力をもって推進するものではない。

- ① 故意、または重過失によるバグ利用 [例：土竜(モグラ)、天竜(無限上昇)、EN回復バグなど]
- ② 故意、または重過失による不正ソフト利用 [例：加速ソフト、パラメータ変更ソフトなど]
- ③ 故意、または重過失による体当たり行為 [例：惑星ベネブで第三者を溶岩に落とす行為など]
- ④ 故意、または重過失によるRMT利用行為 [例：RMT業者からリアルマネーを取得する行為]
- ⑤ 故意、または重過失による不利益を第三者に与える行為
- ⑥ コミュニティ内、乃至は不特定多数人に対して、悪意ある暴言・卑猥な発言をする行為
- ⑦ 当該ギルドメンバーに対して誹謗中傷する発言 [例：事実無根にも関わらず、悪口を言う]
- ⑧ 当該ギルドメンバーに対して不当な取り扱いをする行為 [例：無視行為、仲間はずれ]
- ⑨ 当該ギルドメンバーに対して協力性・協調性を著しく欠く行為
- ⑩ 他のユーザーや他のギルドに対しての敵対行為 [例：執拗に報復活動を行うこと]
- ⑪ 認定されたオブザーバー以外を自由に出入りさせる行為
- ⑫ C21ゲームサービス利用規約2006年3月8日に違反するような行為

なお、当該ギルドメンバーは①②③④⑤に該当する行為を行っている一般ユーザー、及び他の団体を発見した場合、C21GM、乃至は運営グループにOPコマンドで通報、またはメールにて報告することができる。但し、報告をしなかったからといって当ギルド内で叱責・処分されるものではない。また、ギルドメンバーが他のユーザーや特定の団体とトラブルがあった場合、信義誠実の原則により、そのギルドメンバーはその解決にあたるものとし、そのギルドメンバーが他のユーザーに対して民法415条、及び、民法709条に該当するような直接損害・間接損害・拡大損害・その他の損害に該当するような

損害行為を行った場合、当ギルドはいかなる責任を負わないものとする。但し、そのギルドメンバーは解決が困難な場合やその相談をしたい場合にはギルド幹部会議の構成員に相談し、その解決方法などの方策を享受することができる。

第十八条（ギルドの解散）

ギルド幹部会議は定例ギルド幹部会議にて当該ギルドを解散することができる。なお、その解散の決議には出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。但し、解散決議から1週間以内にギルドメンバー総数の半数以上の反対者があった場合には解散することができない。

第十九条（その他、上記条文・条項にて記載がない事項に関する取り決め）

上記条文・条項に記載のない事項に関しては、信義誠実の原則により相互協議の上、最高意思決定機関たるギルド幹部会議にて決するものとする。